論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 齋藤 拓也

論文題目

カントにおける倫理と政治――根元悪・市民社会・共和主義

本論文は、イマヌエル・カントの政治哲学を、倫理と政治の関係という視点から解明することを目的とした研究である。カントが偉大な哲学者であることはもちろん言うまでもないが、その批判哲学の栄光に比して、カントの歴史哲学・法哲学・政治哲学などは、位置付けが明瞭とは言い難く、道徳哲学とは一見相容れないように見える保守性が指摘されるなど、後世かならずしも高い評価を受けてきたわけではなかった。本論文は、法・宗教・政治領域へのカントの関わりを、根元悪、市民社会、共和主義などの鍵概念の検討をとおして、彼の道徳哲学との差異を含んだ関係において位置付けようとする意欲的な試みである。

本論文は三部から成り、第一部ではまずカントの道徳哲学の根本原理が、道徳法則・格率・ 最高善などの基礎概念の精緻な検討をとおして明らかにされ、「有限な理性的存在者」とし て傾向性に縛られながら同時に道徳法則を意識せざるを得ない人間の両義的性質が解明さ れる(1章)。

続いて、カントにおける人間の悪の問題と、それに関連したカントの自然状態論が検討される(2.3 章)。カントの根元悪論では、伝統的な神義論的説明が退けられ、選択意志を使用する自由な人間の本性にもとづいて悪が論じられ、またそれを克服する徳についての考え方がストア派などとの対比のもとに明らかにされる。

カントの政治論の社会契約論的構成にとって重要な自然状態論について、これまでカントにはホッブズ的な万人の闘争という側面と、ルソー的な原初の無垢性という側面とが混在しており、それがカントの政治論の理解を困難にしていると考えられてきた。それに対して本論文では、カントの自然状態論が「倫理的自然状態」と「法律的自然状態」の二重の概念に区別されていることが示されることにより、それらの一見した矛盾が整合的に理解されるものであることが論証される。すなわち、後者についてはホッブズから継承した思考が中心となるのに対して、前者では自然の善性をルソーから引き継ぎつつも、ルソーとは異なる解決が示されることになる。

第二部は「市民社会と啓蒙」と題され、先の二重の自然状態に対応して、それらの克服としての市民社会もまた、「倫理的市民状態」と「法律的市民状態」に区別されることが論じられる(4章)。カントが国家の設立を「悪魔から成る人民」においてさえ可能だと表現したことは、後世の解釈者たちを困惑させてきたが、これは「法律的市民状態」に限定した議論

であり、法律的自然状態からの脱出(すなわちホッブズ的意味での国家設立)が倫理的自然状態からの脱出を意味するわけではない。本論文によれば、カントが二重の市民状態を区別したことの意義は以下の点に求められる。すなわち、「法律的市民状態」のレベルが自律することにより、カントではルソーとは異なって、政治権力による市民の内面道徳への介入が抑制される。そして倫理的市民状態の実現は、「理性の公的使用」を中心とした啓蒙によって、ルソーとは別の形で企てられることになる。

続いて、カントの啓蒙と「理性の公的使用」の議論、および君主の統治と啓蒙の関係が詳述される(5,6章)。カントは啓蒙の要件として「自分自身で思考すること」「自分自身と一致して思考すること(理性の内的一貫性)」を挙げるが、人間の思考が仮象や先入見によって誤りやすい性格を有するゆえに、思考は一個人内部で完結するのではなく、「他の人の立場で思考すること」も同時に要件とされる。それゆえ、思想の交流のための「言論の自由」は、カント哲学において啓蒙の内在的で不可欠な要請となることが論証される。カントの著名な論文「啓蒙とは何か」では、「議論せよ、しかし服従せよ」というフリードリヒ2世の命令が肯定的に引かれているが、本論文によれば、それはフリードリヒ2世の啓蒙専制とのあいだに内在的な緊張関係を含むものであった。そして言論の自由の制約を不可避とするメンデルスゾーンの立場との対比において「理性の公的使用」の意義を説くカントの立場の独創性が論証される。カントは「公的」「私的」の概念そのものを作り替えつつ、ドイツの歴史的現実のなかで啓蒙を拡大させる現実的な戦略を、「理性の公的使用」概念に結晶させたのである。

第三部は、共和主義を中心として、カントの政治理論の特徴が論じられる(7-9 章)。カントの政治理論は一方で、ルソーと同様に人民の意志に由来する共同立法として国家を基礎付けながら(人民主権論)、同時に抵抗権を否定し民主政を正当な政体と見ないなどの保守性が含まれる点が、解釈者を困惑させてきた。それに対して本論文は、カントにおける主権論と政体論の概念的区別に着目して、カントが新たな共和主義を構想しえたことを論証しようとする。

すなわち、カントは伝統的な混合政体論に基づく共和主義に代えて、人民主権を採用したうえで、主権と統治(政体)とを区別し、想定される主権者(人民)の意志に沿った政体、言いかえれば法に従い権力の分立を有する政体を、伝統的な政体の分類にかかわらず共和主義の政体として要請することになる。これは旧来の政体論における民主政とは異質の政体であり、権力分立と代表制に従う今日につながる意味での民主的政体を、カントは「共和主義」の名で創出する意義を担った。カントの政治理論は、最近の研究では改革主義の線で評価されることが多いが、本論文によれば、それに止まらず、新たな時代の政治概念を作り出したことにその意義が認められるのである。

本論文の長所や意義は非常に多岐にわたるが、とくに以下の点を画期的なものとして評

価することができる。

まず、カント哲学の精確な理解のうえに立って、カントの理解を法・歴史・宗教・政治などの領域へと拡大し、これまで批判哲学との関係で浅い理解や誤解に止まっていたこれらの領域におけるカントの思想を正当に位置付け、その大きな意義を明らかにした点である。つぎに、これらの作業の過程で、先行研究を幅広く読解するとともに、批判的かつ公平に検討し、それらのいずれとも異なる独創性のあるカント像を提示することができた点である。哲学と歴史の架橋はしばしば困難が伴うが、本論文では哲学的な探求に加え、歴史学・政治思想史学等の幅広い学問的視点からするカント像の再構築がなされていることの意義は非常に大きいと評することができる。

それに加え、本論文はカントの政治思想の実践的意義を掘り起こすことにも成功している。社会契約説や人民主権論、共和主義を含む政体論などは、現在でも政治哲学における主要な論点となっているが、本論文でなされたカントにおけるこれらの概念の精確な検討は、現代の政治哲学・公共哲学に貢献する内容を多く含むと評価することができる。

このようにきわめて高い学術的意義を有する本論文にも問題点が全く存在しないわけではない。第三部で論じられる「共和主義」概念について、カントにおいてそれが用いられる場合、歴史的コンテクストのなかで限定的な意味で解釈されるべきであるのか、それとも歴史を貫通した普遍的なものとして解釈されるべきであるのか、本論文の立場にはやや不明瞭な点があることが惜しまれる。

しかし、このような欠点は思想史解釈にはつねに付きまとう難題に関連するものであり、 やむをえない点でもあって、本論文の価値を損なうものではない。以上の理由から、当審査 委員会は、本論文を博士(学術)の学位を授けるに値するものと判断する。